第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第７０号
福井市蒲生町第12号20番地
債務者　岩間　進一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
山梨県中央市東花輪789番地１　コーポ田富104
債務者　上田　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
山梨県甲府市向町607番地１　クラヴィエーD、前住所山梨県甲府市国母４丁目11番２号メゾン中楯Ｅ－１
債務者　角田　尚光
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
熊本県玉名市岩崎380番地　福本アパート７号
債務者　城戸　博惠
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第８９号
沖縄県那覇市字宇栄原695番地２　ティンクル302
債務者　赤嶺　清香
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市字小禄379番地　知念アパート202
債務者　渡邉　俊一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０８号
沖縄県那覇市字小禄379番地　知念アパート202
債務者　渡邉まり子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1643番地の１　カンガルーハウス305、住民票上の住所愛知県尾張旭市井田町４丁目100番地　パークハイツ旭102号
債務者　岡本　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県下田市五丁目２番３号　春日荘７号
債務者　山口とも子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第３９４号
愛知県小牧市大字小牧原新田1735番地　エクセル樋下102号
債務者　岡田　睦美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１５号
神戸市兵庫区荒田町１丁目５番14号ロータス湊川公園102
債務者　菊地　素美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　３棟103号
債務者　松井　久男
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　３棟103号
債務者　松井　壽子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６０号
神戸市長田区四番町３丁目21番地　市住40―1401号、従前の住所神戸市長田区五番町７丁目１番地の11
債務者　平山こと長谷川こと　金　　賢誠
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県宝塚市大成町１番29号　大成館101号
債務者　橋本美津子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８号
兵庫県養父市八鹿町宿南1472番地
債務者　林　みや子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係